

～他の市町村へ転出された方へのお知らせ～

令和8年2月8日（日）は、**第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の投票日**です。投票日までに松浦市（転出前の市町村）の選挙人名簿に登録されている方で、ほかの市町村に転出された方（※）は、次の1又は2の方法で投票することができます。

※転出先の選挙人名簿に登録された方は除きます。

1. 松浦市（転出前の市町）での投票

- ①投票日当日、松浦市（転出前の市町）の投票所で**投票**
- ②投票日の前日までに、松浦市（転出前の市町）の期日前投票所で**期日前投票**

2. 転出先の市町村での投票

- ①投票日の前日までに、転出先の市町の選挙管理委員会で**不在者投票**
この場合は、次の書類を使って松浦市（転出前の市町）の選挙管理委員会に**早めに投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求**をしてください。
●**不在者投票宣誓書（兼請求書）**
このチラシの裏面をそのままご使用ください。
なお、請求の結果、送られてきた投票用紙及び封筒等には、何も記載せずそのまま転出先の市町村の選挙管理委員会に持参したうえで、投票してください。
あらかじめ記載等をされますと、投票が無効となる場合があります。（これらの郵送でのやりとりに日数を要しますので、早めの手続きをお願いします。）

《ご注意いただきたい事項》

・期日前投票及び不在者投票ができる期間と時間

～期間～ **令和8年1月28日（水）～2月7日（土）**

～時間～ **毎日 午前8時30分から午後8時まで**

※ 第27回最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は、令和8年2月1日（日）から開始となります。

※ 支所等で期日前投票または不在者投票ができる場合、期間や時間がこれと異なる場合がありますのでお問い合わせください。

・上記以外に、一定の要件に該当する方は、選挙管理委員会以外の場所（病院、老人ホーム等）で不在者投票ができる場合があります。

・選挙期日までに、候補者に次のような事情が生じた場合は、当該候補者への投票は無効となります。なお、再度、投票することはできません。

1. 候補者が死亡したとき
2. 候補者届出が取り下げられたものとみなされたとき（公選法第91条第1項）
3. 候補者たることを辞したものとみなされたとき（公選法第91条第2項）
4. 候補者届出が却下されたとき（公選法第86条の4第9項）
5. 候補者が被選挙権を喪失したとき

松浦市選挙管理委員会

住 所 長崎県松浦市志佐町里免365番地

電話番号 0956-72-1111

不在者投票宣誓書 (兼請求書)

管理者		
-----	--	--

私は、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの不在者投票の事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は真実であることを誓い、併せて投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

松浦市選挙管理委員会委員長 様

令和 年 月 日

氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日
選挙人名簿に登録されている住所	長崎県					
郵送の場合の送り先	(〒)	※ 連絡先の電話番号 ()		—		
	都道	市区	町	番地		
	府県	郡	村	番 号		

◎ 病院、老人ホーム、その他の施設内で不在者投票する場合、不在者投票を行う場所を記載してください。

投票をしようとする 病院、老人ホーム、 その他の施設の名称	都道	市区	町	番地
	府県	郡	村	番 号
	【施設名称： 】			

◎ 選挙期日までに、候補者に次のような事情が生じた場合には、当該候補者への投票は無効となります。

なお、再度投票することはできません。

1. 候補者が死亡したとき
2. 候補者届出が取り下げられたものとみなされたとき（公選法第91条第1項）
3. 候補者たることを辞したものとみなされたとき（公選法第91条第2項）
4. 候補者届出が却下されたとき（公選法第86条の4第9項）
5. 候補者が被選挙権を喪失したとき

----- 【ここから下は記入しないでください】 -----

選挙区分	請求方法	交付		投票の受理		投票区	名簿番号	整理番号
		方法	月日	方法	月日			
小選	本直	直接		代理				
比例	使直							
国審	郵便	郵便		点字				